

第2次犯罪被害者等基本計画に向けた要望書

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話&FAX 03-5212-4611

要望趣旨

第2次犯罪被害者等基本計画の見直しに当たって、当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークがその撲滅に取り組んでいる「テクノロジー犯罪」と「嫌がらせ犯罪」による被害者も同基本計画によって保護の対象とされるよう要望致します。その趣旨は以下であります。

「テクノロジー犯罪」と「嫌がらせ犯罪」は当NPOの造語で、前者が電磁波・超音波等見えない媒体を使って特定個人を遠隔からピンポイントで捉えて精神・身体を攻撃しコントロールする犯罪を、後者は特定個人に対する不特定多数による四六時中の組織的且つ継続的嫌がらせ行為を意味しております。

「テクノロジー犯罪」「嫌がらせ犯罪」、どちらも非常識極まりないもので、経験しなければ理解し難いことでもあります。しかも集中攻撃を受けなければ確信をもって訴えることができません。どちらも40年を超える歴史があり、その間多くの被害者が訴えていたにも拘わらず、一般に理解されなかった理由は以下であります。

1. 「テクノロジー犯罪」には軍事的に最も重要な情報収集技術、それは「サイバネティクス技術(人間の脳を電子回路と見立てて外部のコンピューターと無線でつないでコントロールしようとする技術)」が使われており、それは軍事技術のため守秘義務で守られ一般が知ることができないものであります。
2. 「サイバネティクス技術」は、人間の脳を対象としているため、その開発には人体実験が不可欠であります。偏らずにできるだけ多くの人から情報を得るとともに、死に至るまで追い込んだ情報がより価値があり求められているものであります。そのような人体実験がなければ完成しない技術であります

から、公になったら開発できなくなるため、守秘義務の中に置かれて研究が続けられてきたのです。人体実験の対象となった者だけが身をもって知ることができますが、それを訴えても誰も理解できないものであります。

3. 脳とコンピューターをつなぐ媒体として目に見えない電磁波が使われているため証明が難しいものとなっております。またその計測も素人には困難であります。
4. テクノロジー犯罪被害の代表例として、頭の中で音声が聞こえる音声送信被害がありますが、精神医学的には統合失調症と診断される診療システムが確立されております。テクノロジーで誘発できる現象を病気と捉える誤った診断方法が権威を持ってまかり通っているのです。これを裏付ける証言として、元英国海軍所属、マイクロ波の専門家バリー・トゥロー氏は、添付しました『マイクロウェーブ技術の危険性』で、「論理的にできることは個人の脳をターゲットにできることです。マイクロ波では非常に常識的なことですが、聞くことができる音声幻覚に陥らすことができます。あるいは精神分裂病の兆候を示すこともできます」と述べております。また元諜報部員のカール・クラーク氏は、添付しました『秘密諜報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』で、「すでに、軍事研究の枠内で、高/低周波を通じて身体、心、精神を変化させる大規模な試みが行われています。この方法で恐れや攻撃性、神経過敏、健忘性を誘発させることが可能です。他の介入手段との組み合わせにより、ターゲットを精神異常に追いやることができます。例えば、ラジオからターゲットの名前が聞こえてきたり、コンピューターに名前が何度も表示されるように、無線周波数を操作することができます。ターゲットの行動についてコメントする音声が、ターゲットにのみ送信されます。私も、朝起床した後、「起きて、誰かを傷付けなさい」という声を聞きました」と述べ、音声送信テクノロジーが存在すること、精神障害を誘発できることを内部告発しております。しかしそれは軍事研究の枠内であり守秘義務の中にあるものであります。
5. 犯罪捜査に必要な、誰が、いつ、どこで、どのような方法で、どのような罪を犯したのか、説明し難い犯罪であります。「誰が」については、遠隔から、場合によっては国境を超えて行なわれていることも考えられるため、容疑者を特定できません。「いつ」については、時間の特定ができる場合がありますが、24時間・365日継続されるのがこの被害の特徴であります。前出の音声送信被害の場合には、起きているうちはずっと続くというように、音声送信テクノロジーが四六時中ストーカーしていることとなります。テクノロジーのストーカーについて前出カール・クラーク氏は、「ターゲットはレーダー、衛星、基地局、無料のコンピュータープログラムで、どこに居ても

追跡できます。ターゲットの近くに3台のレーダー装置が配置されることもありました。このレーダーからマイクロ波が発信され、その一部がターゲットを捕捉し、結果が評価されます。特殊部門に所属していた私の同僚は、コンピューターでターゲットを終日追跡することができました。このような形でターゲットの位置を特定することにより、マイクロ波兵器を簡単に正確に配備することができたのです。同僚は標的を正確に把握し、ターゲットがどのように反応するかを観察できました」と述べて四六時中のテクノロジーによるストーカーを裏付けてくれております。「どのような方法で」については、被害を引き起こす武器は守秘義務の中にあり公にされておられません。しかしようやく前出バリー・トゥロワー氏やカール・クラーク氏が証言してくれるようになりました。日本でも増田米二氏が「増田米二教授は、同名の著書（1980年刊）で「情報社会」という言葉を初めて使った。同書内で教授は、現代の通信技術の危険性、また国境を越えて人間の脳をコンピューターにつなぐことが可能になるコンピューターの先端的な利用の危険性について述べている。人々がこのような神経学的な通信システムを学習せずに、その用途への影響力を掌握すれば、新しい種類の専制君主が出現する恐れがあると、同教授は警告している。さらに従来 of 専制国家での人権の抑え込みも、今後被ると見られている不当な扱いに比べると、さほど重要性を帯びなくなるだろうとも述べている。技術は国民の個人的な生活と社会活動を制限し、管理する能力を国家にもたらすというのが、同教授の主張である。「個人の品位を自由に侵害し、人間の独立した社会的、政治的な活動を抑制することが可能になり、オーウェルが著した恐ろしいロボット化された国家が現実のものになる（添付『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域へ』p1）」と述べ、30年以上前に警鐘を放っておりました。そしてこの神経学的通信システムが「サイバネティクス技術」と考えられます。「どのような罪を犯したのか」については、被害者の立場としては添付しました表「テクノロジー犯罪被害および被害者数」と「嫌がらせ犯罪被害および被害者数」で説明しておりますが、外部の人間、例えば医者 of 立場としては、外的要因として診断書を書くことは困難であります。以上の理由により犯罪捜査に不可欠な要因をことごとく欠くものとなっております。

6. テクノロジー犯罪に使われている技術が秘されていることに関してバリー・トゥロワー氏は「マイクロ波がそれほど完全な武器と知られ、軍にとっては大変危険であることが知られた1950年代、60年代、70年代に遡り、アメリカ国防情報局は西側政府に秘密にするよう促したのです。そして西側諸国はそれに従いました。そしてこれが今でも使われている理由なのです。我々は政府が資金を拠出して国民の意思に反して実験を行なったことを

示す文書を持っています。意思に反してだけでなく、告げることもなしに。我々は1976年に遡って全ての関連情報を所有しています。全てが1976年までに知られていたのです。我々はそれ以上の証明も、調査も、なにも必要なくなっていたのです。」と述べて、アメリカ政府の指導があることを証言してくれております。

7. 電波を主管する総務省が電磁波にある非熱効果を認めないことにも要因があります。これはWHOの見解に基づくものと考えられます。しかし1997年12月16日ポケモン事件が発生し、アニメを見ていた700名を超える子供たちがてんかん症状を引き起こして病院で治療を受けました。その要因となったのは赤い激しい光の点滅で、光は電磁波であります。その周波数は16Hz弱であったことが確認されております。16Hzあるいは15Hzが光過敏性発作を引き起こす周波数であることは学者の間では認識されていたようであります。また合衆国陸軍情報保安司令部が情報公開法に基づく請求で公にした文書にも記されております『特定の非殺傷兵器の生体効果 (p12)』。これは電磁波に、熱効果以外の、光過敏性発作を引き起こす非熱効果があるということでありあります。ポケモン問題は事件でなく事故として処理されましたが、故意にその周波数を使って同時に多くの人々に光過敏性発作を引き起こすことができるわけで、そのような危険を一般が認識した格好の事例でありました。あの時点で電磁波の非熱効果を認めて法規制が為されるべきであったのです。そのように対処しなかった総務省には大いに責任があります。電波行政を主管する総務省が適切に対処していないことにも大きな問題があります。
8. これまでの調査から嫌がらせ犯罪に11の特徴があることが分かってまいりました。相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③ストーカー性)、なにかしようにする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる (④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせであります (⑥システム性)。しかも嫌がらせは外出しても行く先々で行われることから連絡網が完備しており (⑦ネットワーク性)、全国的に犯罪組織が存在していなければできない犯罪であります (⑧組織性)。そして行われている嫌がらせの内容が外国の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました (⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること (⑩歴史性) も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれており (⑪非常識性)、そこに重要な意味があることも分かってまいりました。起

こっている現象が非常識であればあるほど一般人は話しを聞かなくなり被害者は孤立します。これを逆に考えると、常識の範疇の嫌がらせでは被害者を助ける人が必ず現れます。これは加害者にとっては困ることであり、一方被害者にとっては身に起こっていることが非常識であればあるほど全く判断ができなくなってパニックに陥ってしまうのです。そのパニック状態を見てさらに遠ざけられ、追いつめられた先にあるのは、自殺か、緊急避難的対処か、精神病院への収容であります。このような構図が明瞭に読み取れるようになりました。このことから嫌がらせ犯罪に貫かれている非常識性は意図的なものと断定致します。ここから常識の範疇の嫌がらせは絶対にしないという犯罪主体の強固な意思を読み取ることができるようになりました。このように嫌がらせ犯罪主体の強固な意思と描く構図を看破できたことはこの犯罪の解明に大きく寄与すること確信致します。またこれまでの組織犯罪とは次元が違うこともご理解頂けると思います。このような嫌がらせ犯罪を行なう実行部隊が全国的に組織されているのです。その手法は実に巧みで、犯罪と看做されるところまでは行なわず、しかし一気に畳みかけて発狂させたり、四六時中継続して心理的に追い込んでいく手法が採られているのです。このような組織的嫌がらせを防止する法がないことから犯罪主体の横暴がまかり通っております。一刻も早い法整備が求められます。

以上の理由によりテクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者は未だ犯罪被害者として認定されておられません。しかし被害者は居ながらにして拷問状態にあります。確認被害者1388名中既に18名がお亡くなりになりその約半数が自殺されていることからその深刻さをご理解頂けると思います。以上の説明から、本犯罪は政府に責任があり、また政府の対応に問題があることをご理解頂けたと思います。政府の立場としては公にできないものであっても、せめて両犯罪被害者は未認定犯罪被害者として、犯罪被害者等の「等」のなかに含められて対処されるべきであります。よって以下要望致します。

要 望 事 項

要望事項1. 第2次犯罪被害者等基本計画では、法がないために認められていない未認定犯罪被害者であるテクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者も、認定犯罪被害者と同様の保護が受けられるよう計画に盛り込んで下さい。

要望事項2. テクノロジー犯罪被害者にとって上記要望事項1で不足することは避難場所の確保であります。テクノロジー犯罪から被害者を守る場所は通常

の施設では不可能であります。テクノロジー犯罪に使われている見えない媒体を遮蔽できる避難場所を県単位で設けることを基本計画で謳って下さい。

添付書類

- | | | |
|----|--------------------------|----|
| 1. | 確認被害者1, 388名居住県表 | 1枚 |
| 2. | 『マイクロウェーブ技術の危険性』 | 1部 |
| 3. | 『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』 | 1部 |
| 4. | 『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域へ』 | 1部 |
| 5. | 『特定の非殺傷兵器の生体効果』 | 1部 |
| 6. | 『テクノロジー犯罪被害および被害者数』 | 1枚 |
| 7. | 『嫌がらせ犯罪被害および被害者数』 | 1枚 |
| 8. | チラシ | 1枚 |

以上